

(写)

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第38号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例（平成9年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
(保育ルーム) 第2条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	(保育ルーム) 第2条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>八原小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4</td></tr><tr><td>川原代小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市川原代町3518番地</td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>2 省 略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	省 略		八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4	川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地	省 略		2 省 略		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>八原小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4</td></tr><tr><td><u>大宮小学校保育ルーム</u></td><td><u>龍ヶ崎市大徳町4945番地</u></td></tr><tr><td>川原代小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市川原代町3518番地</td></tr><tr><td>省 略</td><td></td></tr><tr><td>2 省 略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	省 略		八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4	<u>大宮小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市大徳町4945番地</u>	川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地	省 略		2 省 略	
名称	位置																										
省 略																											
八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4																										
川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地																										
省 略																											
2 省 略																											
名称	位置																										
省 略																											
八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4																										
<u>大宮小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市大徳町4945番地</u>																										
川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地																										
省 略																											
2 省 略																											

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。